

不動産業界の脱炭素に関する政策動向・ 建築物ホールライフカーボン算定ツール (J-CAT)

2024年12月3日

住宅・建築物分野の省エネの必要性

Point

- ・ **2050年カーボンニュートラルの実現**に向け、我が国のエネルギー消費量の**約3割**を占める**住宅・建築物分野の取組が必要不可欠**。

我が国の省エネ関連目標と住宅・建築物分野での目標

<部門別エネルギー消費の状況>

我が国の**最終エネルギー消費量の約3割**は**建築物分野**。

<エネルギー消費の割合> (2019年度)



日本の国際公約

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**ことを、ここに宣言いたします。

2020年10月26日菅総理 (第203回臨時国会)

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から**46%削減**することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

2021年4月22日菅総理 (気候サミット)

これらを踏まえて、地球温暖化対策計画並びに国連に提出するNDC及び長期戦略を見直し。

住宅・建築物分野の目標

エネルギー基本計画 (R3年10月閣議決定) 等

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB*基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB*基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

建築物省エネ法を改正し、**住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する**。

2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る**2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す**。

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

Point

- 2022年に**建築物省エネ法の改正法**が公布され、**原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける**など、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

省エネ性能の底上げ

2025年4月～

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※省エネ基準への適合は原則として省エネ適判により確認。
※仕様基準を用いた場合などは省エネ適判の省略が可能。

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m ² 以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務 2025.4～
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務 2025.4～
小規模 300m ² 未満	説明義務	説明義務	適合義務 2025.4～	適合義務 2025.4～

より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充(施行済)

【現行】 建売戸建、注文戸建
賃貸アパート

【改正】 **分譲マンション**を追加

(参考) 誘導基準の強化 [省令・告示改正]
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等

一次エネルギー消費量基準等を強化

省エネ性能表示の推進

2024年4月～

- 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
- 必要に応じ、**勧告・公表・命令**

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

ストックの省エネ改修

2023年4月～

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

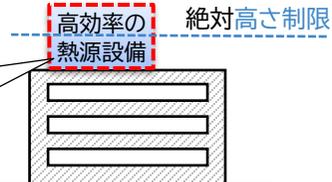
形態規制の合理化(施行済)

省エネ改修で設置

建築基準法

高さ制限等を満たさないことが、
構造上やむを得ない場合

(市街地環境を害さない範囲で)
形態規制の特例許可



再エネ利用設備の導入促進

2024年4月～

建築物省エネ法

促進計画 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の**再エネ利用設備**
※1の設置を促進する区域※2を設定

- ※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等
- ※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

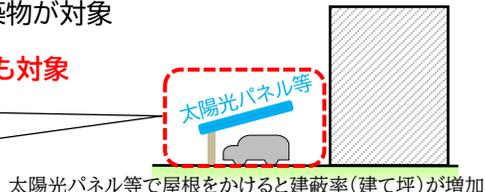
再エネ導入効果の説明義務

- 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
- 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合

形態規制の特例許可

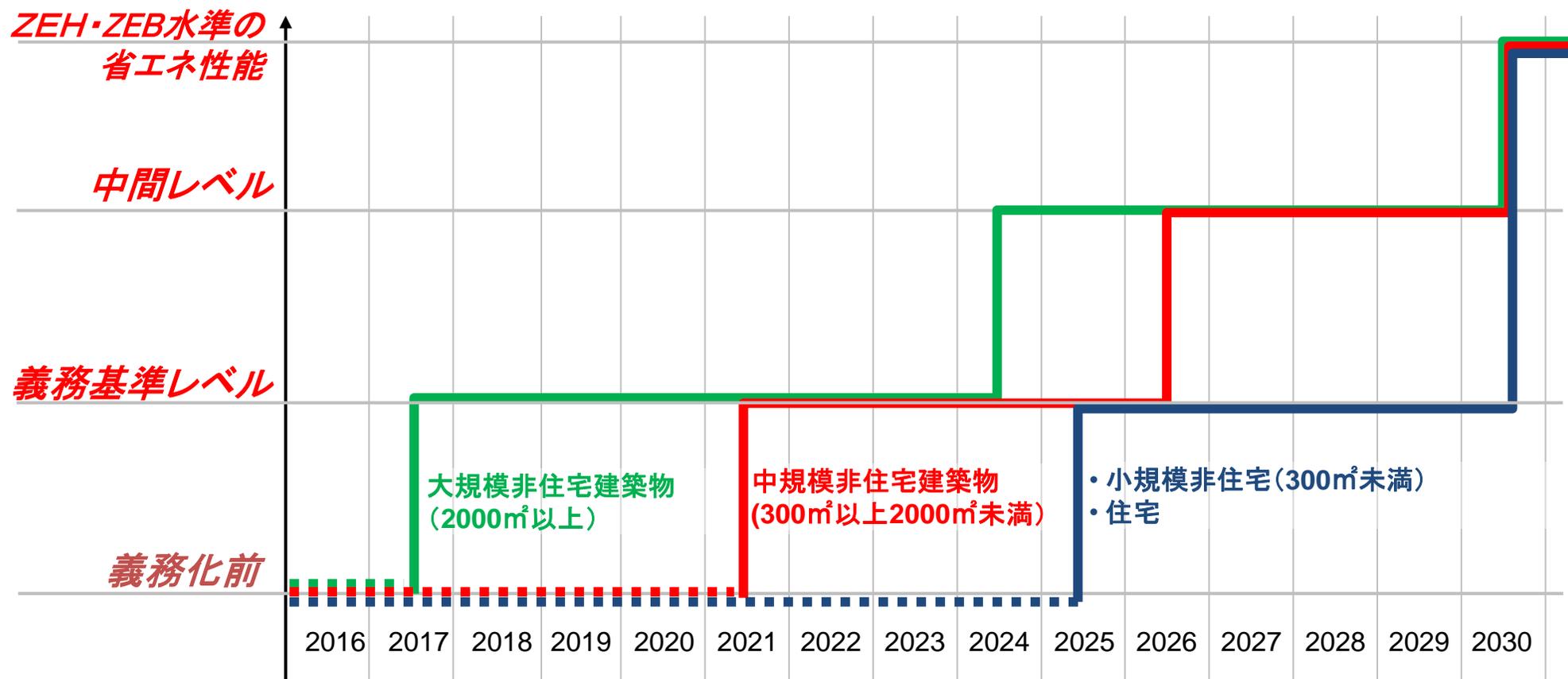


太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

省エネ基準適合義務制度・基準引上げスケジュール

- 事業者の技術力の向上を確認しながら、建築物の規模・種類ごとに順次、規制措置を導入。
- 省エネ基準適合義務制度は、技術力の最も高い事業者が担うことが多い大規模非住宅から適合義務制度を開始。
- 少なくとも2年前に義務基準適合・引上げを決定し周知。

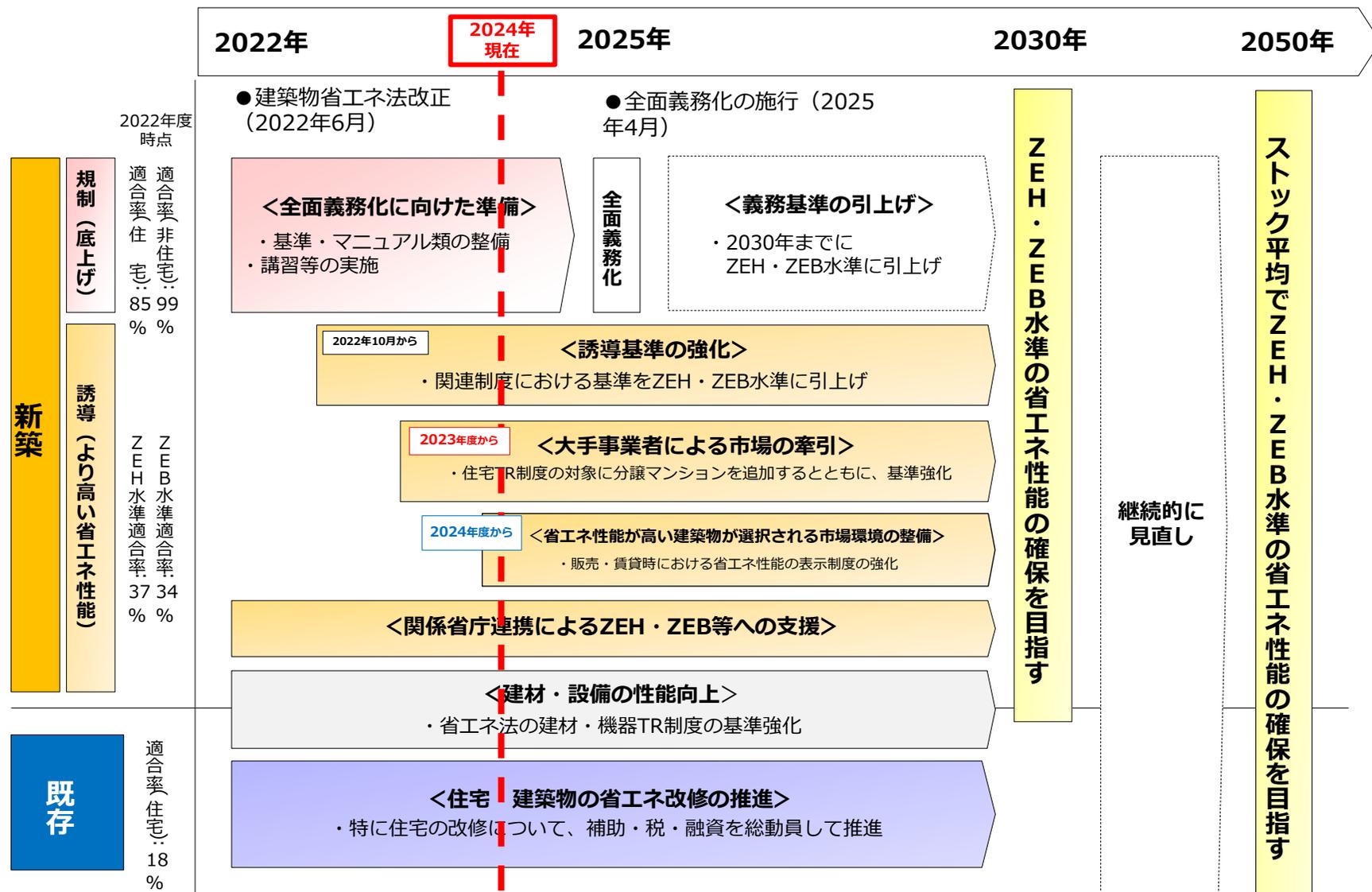
基準適合・基準引き上げのスケジュール(予定)



住宅・建築物分野の今後の省エネ対策

Point

・2025年度の省エネ基準適合義務付けの後、遅くとも**2030年までに**、省エネ基準を**ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能まで引き上げ予定。**



建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度

- 2024年4月から、**住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して**、販売等の対象となる住宅・建築物の**省エネルギー性能を表示することを努力義務化**。
- 省エネルギー性能を表示する際は**、原則として**規定のラベルを使用することが必要**。

エネルギー消費性能表示制度

- ✓ **住宅・建築物を販売・賃貸する事業者※**は、その販売等を行う建築物について、**エネルギー消費性能を表示する必要(努力義務)**。
※事業者であるかは反復継続して販売等を行っているか等で判断。
- ✓ **告示に定められたラベル**を使用して表示。
- ✓ 告示に従った表示をしていない事業者は**勧告等の対象※**。

※ 当面は社会的影響が大きい場合を対象に実施予定

表示制度をもっと知りたい！

表示制度の詳細や留意事項について整理したガイドラインやオンライン講座を国土交通省ホームページに公開しています。



<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

省エネ性能ラベル



ラベルの発行

Webプログラムの計算結果等と連動して発行（自己評価）

エネルギー消費性能

- ✓ ★1つで省エネ基準適合
- ✓ 以降★1つにつき10%削減
- ✓ 太陽光発電自家消費分を見える化

断熱性能

- ✓ 断熱等性能等級1～7に相当する7段階で表示
- ✓ 4で省エネ基準適合

目安光熱費

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて算出

ラベルを用いた広告イメージ

不動産検索サイト等で物件関係画像の一つとして表示することをイメージ



住宅における省エネ部位ラベル

Point

- 建築時に省エネ性能を評価していない既存建築物については、告示に従った表示を行うことが困難なものも存在。
- このため、既存住宅における省エネ性能の向上に資する改修等の取組みを評価するため、**改修等の部位の表示(省エネ部位ラベル)**を新たに設定。
- この新しい**省エネ部位ラベルは2024年11月から運用開始**。

 主たる項目 副次的項目

表示例(1) 主たる項目及び副次的項目を全て「有り」とした場合

既存住宅
 再エネ設備あり

建築物省エネ法に基づく
省エネ部位ラベル

窓
リビング・ダイニング
その他居室

給湯器

アルミ樹脂製サッシ
二層複層ガラス
(Low-E)
(2024年3月)

ハイブリッド給湯器
(2024年3月)

外壁
(2004年3月)

玄関ドア
(2024年3月)

節湯水栓
(2024年3月)

高断熱浴槽
(2024年3月)

空調設備
(2024年3月)

太陽光発電
(2024年3月)

太陽熱利用
(2024年3月)

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に を表示
 ※各部位の設置・改修時期を () 内に表示 (把握している場合)

自己評価 ○○○○○マンション○○○号室

このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

評価日2024年6月1日

表示例(2) 一部の項目を「有り」とした場合

既存住宅
 再エネ設備なし

建築物省エネ法に基づく
省エネ部位ラベル

窓
リビング・ダイニング
その他居室

給湯器

アルミ樹脂製サッシ
二層複層ガラス
(Low-E)
(2024年3月)

ハイブリッド給湯器
(2024年3月)

外壁
(2004年3月)

玄関ドア
(2024年3月)

節湯水栓

高断熱浴槽

空調設備
(2024年3月)

太陽光発電

太陽熱利用

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に を表示
 ※各部位の設置・改修時期を () 内に表示 (把握している場合)

自己評価 ○○○○○マンション○○○号室

このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

評価日2024年6月1日

建築物のライフサイクルカーボン算定・評価

- ・ ライフサイクルアセスメント（LCA）とは、建築物を構成する各部材・設備の**製造・施工・使用・解体に至るまでの建築物のライフサイクル全体において発生するカーボン（CO2）を算定・評価**するもの。
- ・ 建築物のライフサイクルカーボンは、建築物使用段階での排出が5割、資材製造を含む建設段階で3割程度が概ねの目安。
- ・ 従来の省エネ施策は、建築物使用段階のエネルギー使用量の削減を狙ったものであり、**ライフサイクル全体で評価する点及びCO2排出量に換算して評価する点**で異なっている。

ライフサイクルカーボンの概念

ライフサイクルカーボン（ホールライフカーボン）

アップフロントカーボン

資材製造段階			施工段階	
原材料の調達	工場への輸送	製造	現場への輸送	施工

エンボディドカーボン

使用段階（資材関係）					解体段階			
使用※	維持保全	修繕	交換	改修	解体・撤去	廃棄物の輸送	中間処理	廃棄物の処理

境界外の補足情報

・再利用率
・エネルギー回収による便益と負荷

オペレーショナルカーボン

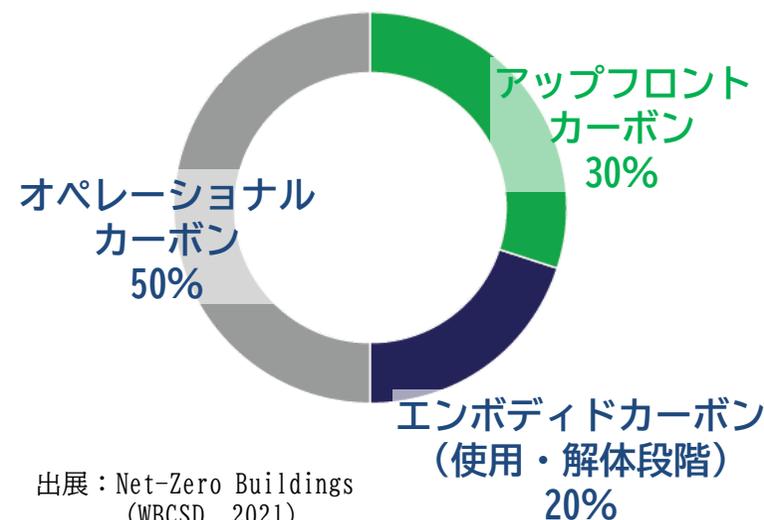
使用段階
（光熱水関連）

エネルギー消費
水消費

現在の建築物省エネ法で規制している部分

※ 冷媒・断熱材からのフロン漏洩等を指す

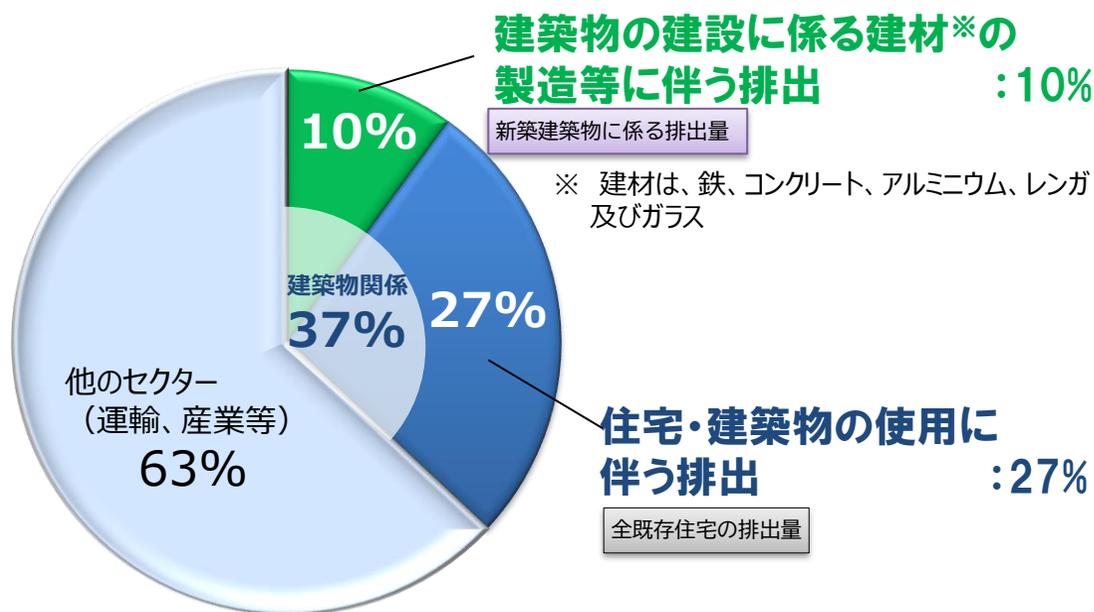
ライフサイクルカーボンの構成イメージ



LCAが求められる背景①・・・GHG排出量削減

- 世界のCO2排出量のうち建築物関係は37%を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、さらなる削減努力が必要。
- オペレーショナルカーボンは省エネ対策により削減が見込まれており、今後は、エンボディドカーボンの削減に向けた対策が必要。

世界のセクター別のCO2排出量（2023年度）



建築物分野のCO2排出量の削減のためには、**建設資材・設備の製造・施工・解体時の取組が必要**

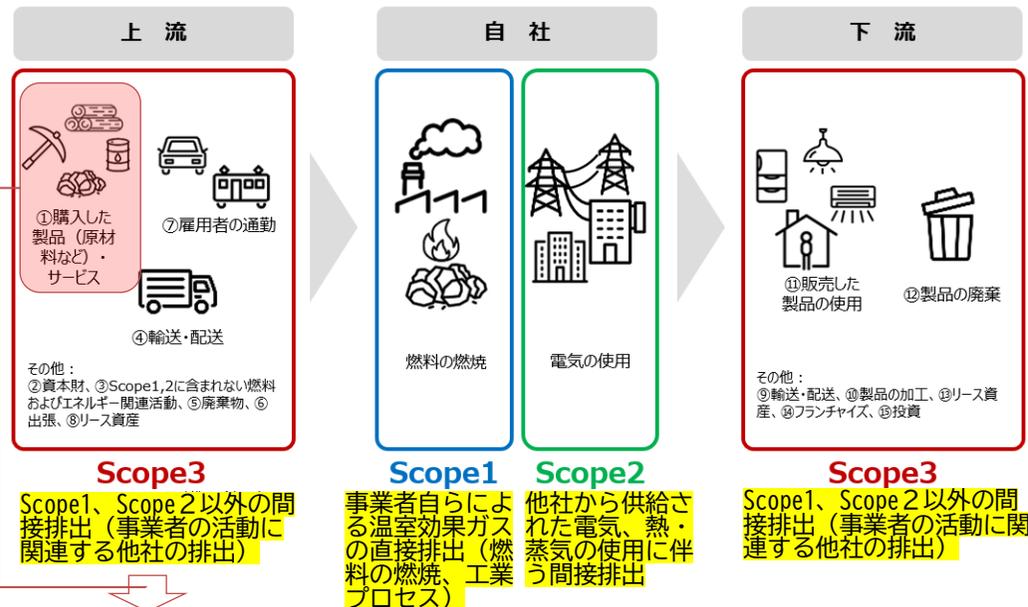
建築物の省エネ施策の推進により削減

- 2025年 省エネ基準適合全面義務化
- 2030年 省エネ基準引上げ（ZEH・ZEB水準）（予定）

LCAが求められる背景②・・・金融・投資・産業界からの要請

- 事業者の活動に関連する他社の排出である**スコープ3**については、プライム市場における気候関連財務情報として [TCFD, IFRS/ISSB] により**開示義務化要請**(具体的な対象・時期は現在検討中) されている。
- スコープ3 対応**を図るためにはサプライチェーンを含めたLCA算定が必要。
- また、不動産事業者及びファンドのESG配慮を測る年次ベンチマーク評価である**GRESB**などにおいて、建築物の**LCAの実施等が評価項目として重要視**。

Scope 1, 2, 3について



不動産事業者等はScope 3 対応(特にアップフロントカーボン)が必要

→ 従来は工事費用に対して係数を乗じて算定も、資材単価の高騰等の影響を受けるため、**積上型による比較可能な算定方法**が求められている。

GRESBについて

- ✓ **グローバルで合わせて 47 兆米ドル(約 5,392 兆円)の運用資産**を持つ 140 以上の GRESBメンバーが、**投資先の選定や対話に GRESB データを活用**

<GRESBにおける評価について>

- GRESBの評価項目は、①マネジメント、②パフォーマンス、③デベロップメント、の観点から実施。
- このうち②パフォーマンスと③デベロップメントにおいて、建築物のLCA関係の事項を評価。

[GRESBでのLCA関連評価事項]

- ②パフォーマンス
 - ・エンボディドカーボンの目標に関する事項を追加
- ③デベロップメント:
 - ・建築資材に関する要件 (EPD取得、地域産材使用など)
 - ・LCAの有無、スコープ、使用ツール
 - ・エンボディドカーボンカーボン設計
 - ・建設・運用段階でネットゼロカーボン設計をしたプロジェクト割合と仕様基準

(仮訳)

III. 気候変動及びエネルギー 産業・運輸・建築部門の脱炭素化



82. 建築物 我々は、気候変動との闘いにおける建物のライフサイクルの脱炭素化の重要性に留意し、気温上昇を 1.5°C の射程に入れ続けるために、建物のライフサイクル全体の排出量を削減する目標を推進することを推奨する。

我々は、気候変動に適応した建築設計の改善、建築物の省エネルギー性能の向上、支援措置、規制、国際協力の必要性を強調し、ゼロエミッションに近い、気候変動に強い建築物の新築・改修が、2050年のネットゼロ目標達成への道筋となるようにする。省エネルギー性能の改善、燃料転換、電化、再生可能エネルギーによる冷暖房サービスの提供、持続可能な消費者の選択、建物のエネルギーマネジメントの柔軟性向上のためのデジタル化推進など、様々なアクションを実施する。我々は、ゼロ・カーボン対応／ゼロ・エミッションの新建築物を、理想的には 2030 年又はそれ以前に実現することを促進していく。我々は、新たな化石燃料による熱システムのフェーズアウトと、ヒートポンプを含むよりクリーンな技術への移行を加速させることを目指す。また、我々は、ライフサイクルを考慮した建物設計や、建物の改修・建設における循環性の考慮によって、木材を含む持続可能な低炭素材料や最終用途の機器の使用を向上させることや、従来型材料の生産を脱炭素化することが重要であると認識する。



欧州委員会は、2024年にEnergy Performance of Buildings Directive (EPBD)を改正し、新築建築物のライフサイクルGWPの算定・開示を義務づける制度的対応を、加盟国に対して求めることを決定。

※ ライフサイクルGWP (Global Warming Potential)
: 建築物のライフサイクル全体 (50年) における温室効果ガスの影響を二酸化炭素量に換算したもの ($\text{kgCO}_2\text{eq}/\text{m}^2$)



算定フレームワーク

欧州委員会は2025年末までにライフサイクルGWPの算定に関するEUフレームワークを策定。

2028年: 1,000m²超建築物

1,000m²超の新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、省エネ性能証明書(EPC)において開示しなければならない。

2030年: 全建築物

全ての新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、省エネ性能証明書(EPC)において開示しなければならない。

ロードマップなど

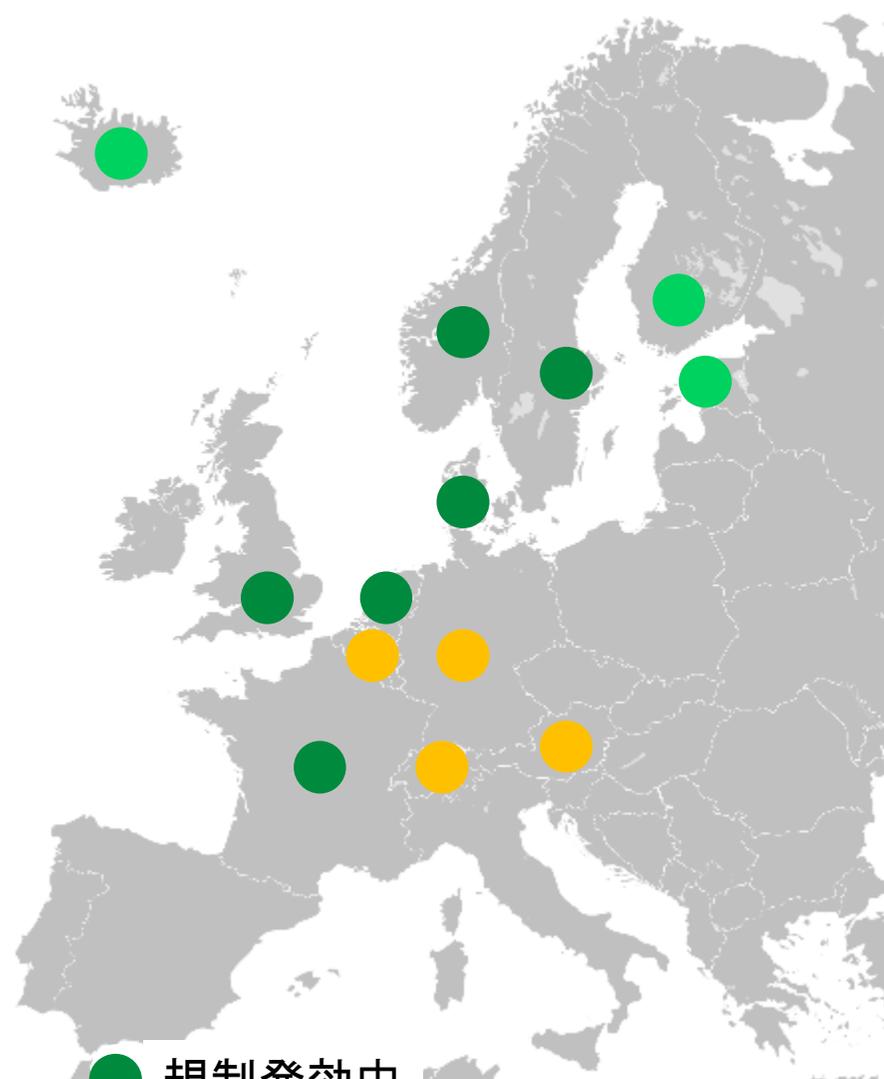
2027年初までに、各国は全ての新築建築物のライフサイクルGWP累積値に関する制限値の導入などについて詳述したロードマップを策定。

現在、欧州9ヶ国で建設に関するCO2排出量の規制が導入

主な国のライフサイクルGWP規制

国	評価義務	CO2排出量制限	対象建築	算定対象範囲
 オランダ	2013-	2018-	事務所、住宅	エンボディドカーボン
 スウェーデン	2022-	2027-	100㎡以上	エンボディドカーボン
 フランス	2022-	2022-	住宅、事務所、教育施設	ホールライフカーボン
 デンマーク	2023-	2023-	全用途	ホールライフカーボン
 フィンランド	2025-	2025-	全用途	ホールライフカーボン
 ロンドン	2021-	なし	一定規模以上の全用途(建設地による)	ホールライフカーボン

※上表のほか、ノルウェー(2022年)、エストニア(2025年予定)、アイスランド(2025年予定)において規制導入。



- 規制発効中
- 規制発効開始間際
- 規制なし(民間主体の取組のみ)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(2) GX・エネルギー安全保障

エネルギー安全保障と脱炭素を一体的に推進する中で、産業競争力の強化、新たな需要・市場創出を通じた成長フロンティアの開拓を図り、強靱な経済構造を構築することを目指す。このため、2050年カーボンニュートラルの実現、2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)という目標を踏まえ、官民協調による10年間で150兆円超のGX関連投資を推進しながら、2024年度中を目途に、「GX国家戦略」を策定するとともに、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を改定する。サーキュラーエコノミー(循環経済)の実現に取り組む。

(中略)

地域・暮らしについては、2025年度までに100か所以上の脱炭素先行地域を選定し、先進的な取組を横展開することにより、地域経済の活性化につなげる。国民のライフスタイルを転換する「デコ活」や3Rを推進する。まちづくりGXを含むインフラ、カーボンニュートラルポート、**建築物※**に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野**の脱炭素化を進める。**

(中略)

※ 建設から解体までのライフサイクル全体で、CO2排出削減を促進するための取組。

- 世界におけるLCAの急速な議論の進展を受け、産官学の連携により、国際社会、次世代に通用する質の高い建築ストックの確保に向け、ゼロカーボンビル（LCCO2ネットゼロ）推進会議を設置（2022年12月）※国土交通省住宅局の補助事業により会議を運営
- 推進会議では、先行して算定手法の開発に取り組んでいた不動産協会と連携しつつ、基本問題検討WGの下に、①算定ツールの開発、②部材・設備等のデータベース問題の検討、③海外情報の収集・共有に関する3つSWGを設置

ゼロカーボンビル(LCCO2ネットゼロ)推進会議

委員長：村上周三・一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長

〈委員〉

学識

産業界（建設、設計、不動産、金融）

自治体等

〈オブザーバー〉

国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省

〈検討内容〉

- ①算定ツールの開発、②部材・設備等のデータベース問題の検討、③海外情報の収集・共有、④算定の円滑な運用

連携

建設時GHG排出量算出マニュアル検討会（不動産協会）

LCA算定を可能とするためには、国際標準と整合した上で、**①日本の建築実態に合わせた算定ツールの整備**及び**②部材・設備等のCO2原単位データの整備**を行うことが必要。

算定ツールの開発

- 2024年10月に**和製算定ツール（J-CAT）を公表**
対象建築物：非住宅・集合住宅
活用目的：設計/施工/竣工、新築/既存
算定方法：簡易・標準・詳細の3種を用意
- 低層共同住宅や戸建住宅の算定、BIMとの連携、実践を通じて顕在化した課題へ対応するツールの改善等を引き続き実施。

CO2原単位データの整備

- 現在、CO2原単位データを公開している国産の部材・設備等は限定的。
- 国際標準と整合した信頼性のあるLCAとするためには、CO2原単位データについて第三者の認証等を受けたもの（EPD等）とすることが必要。
- このため今後のEPD等の整備方針を策定。

LCA算定手法

LCAの算出は、基本的には以下の方法で行う。

[資材製造段階] 使用する**建材・設備の使用量**に対して各建材等の**C02排出原単位**を乗じて算出。

[施工、維持保全や解体等] 一定のシナリオ・仮定（工事分倍率、修繕率、更新周期、リユース率等）を置いて算出。

J-CATへの入力事項例

主な入力事項

段階	項目	内容	算定条件
資材製造段階	A1	原材料の調達	資材量 × C02原単位
	A2	工場への輸送	
	A3	製造	
施工段階	A4	現場への輸送	工事分倍率
	A5	施工	
使用段階 (資材関係)	B1	使用※ ※冷媒・断熱材からのフロン漏洩等を指す	フロン充填率 × 想定漏洩率
	B2	維持保全	—
	B3	修繕	修繕率 × 更新周期(初期値又は個別入力)
	B4	交換	
	B5	改修	
解体段階	C1	解体・撤去	端材率/廃材リユース率、 廃棄物リサイクル率 (初期値又は個別入力)
	C2	廃棄物の輸送	
	C3	中間処理	
	C4	廃棄物の処理	

結果表示イメージ

計画重点項目、コンセプト等の自由記入欄

ホールライフカーボン内訳①

項目	CO2e (kg-CO2e/m2)	割合 (%)
アップフロント	86.7	57%
運用	16.3	16%
解体	1.3	2%
その他	8.1	4%
その他	21.1	21%
合計	103.1	100%

アップフロントカーボン内訳

項目	CO2e (kg-CO2e/m2)
建材	~400
設備	~100
その他	~300

木材の炭素貯蔵想定

時間軸を加味した結果表記
電力排出係数固定/変化の選択可

Figure 41: Whole life carbon (A-C) average across all six case studies

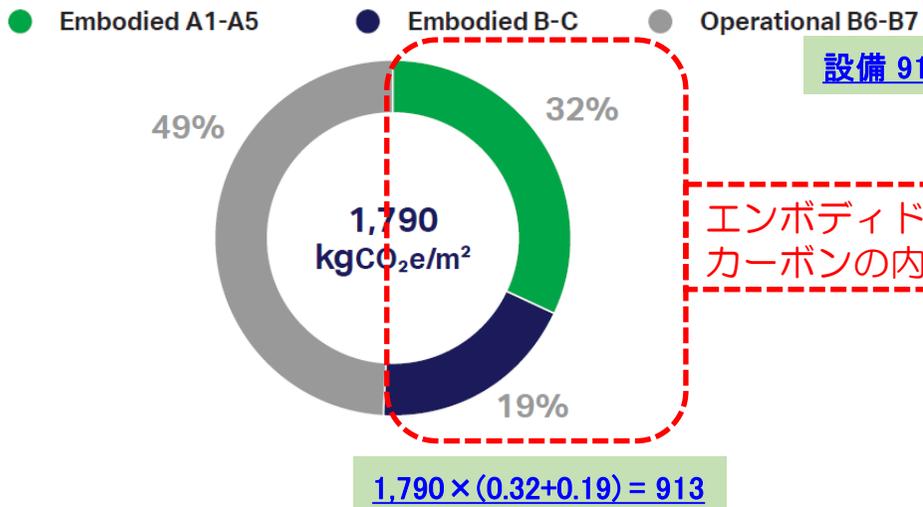


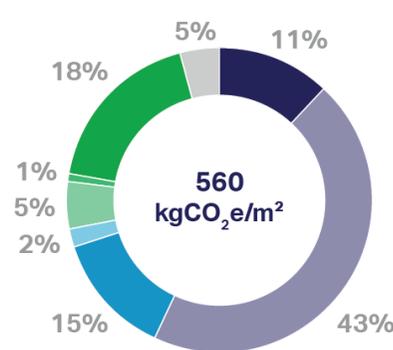
Figure 36: A-C – Average distribution per building element



エンボイド
カーボンの内訳

製造・建設段階

Figure 32: A1-A5 Average Distribution



【全体1,790に占める割合】

A1-A5 構造躯体54% ⇒ 17%

B1-B5 設備57% ⇒ 11%

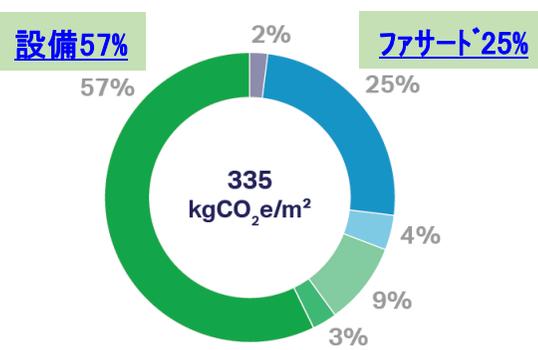
B1-B5 ファサード25% ⇒ 5%

C1-C4 構造躯体71% ⇒ 1%

基礎11%+上部構造43% = 54%

使用段階

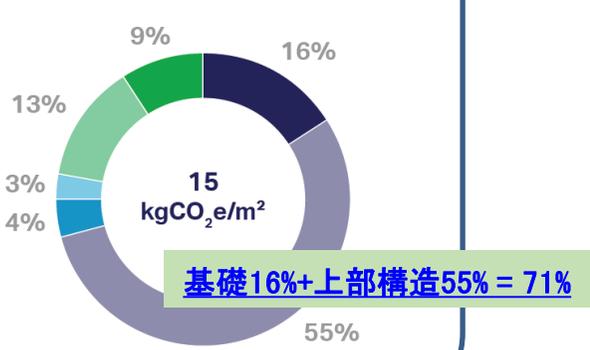
Figure 34: B1-B5 – Average distribution



設備*57%、ファサード25%

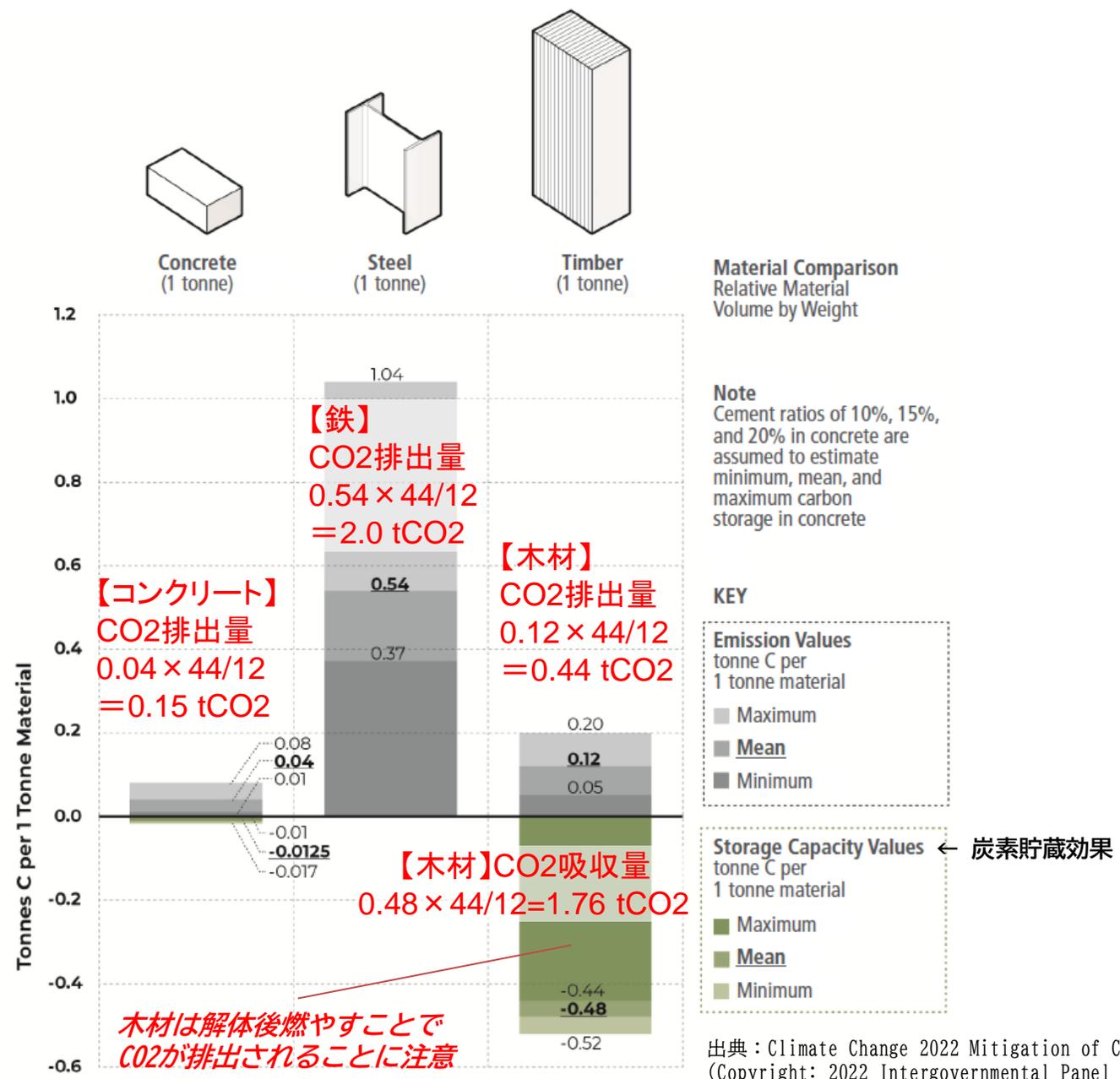
解体段階

Figure 35: C1-C4 – Average distribution



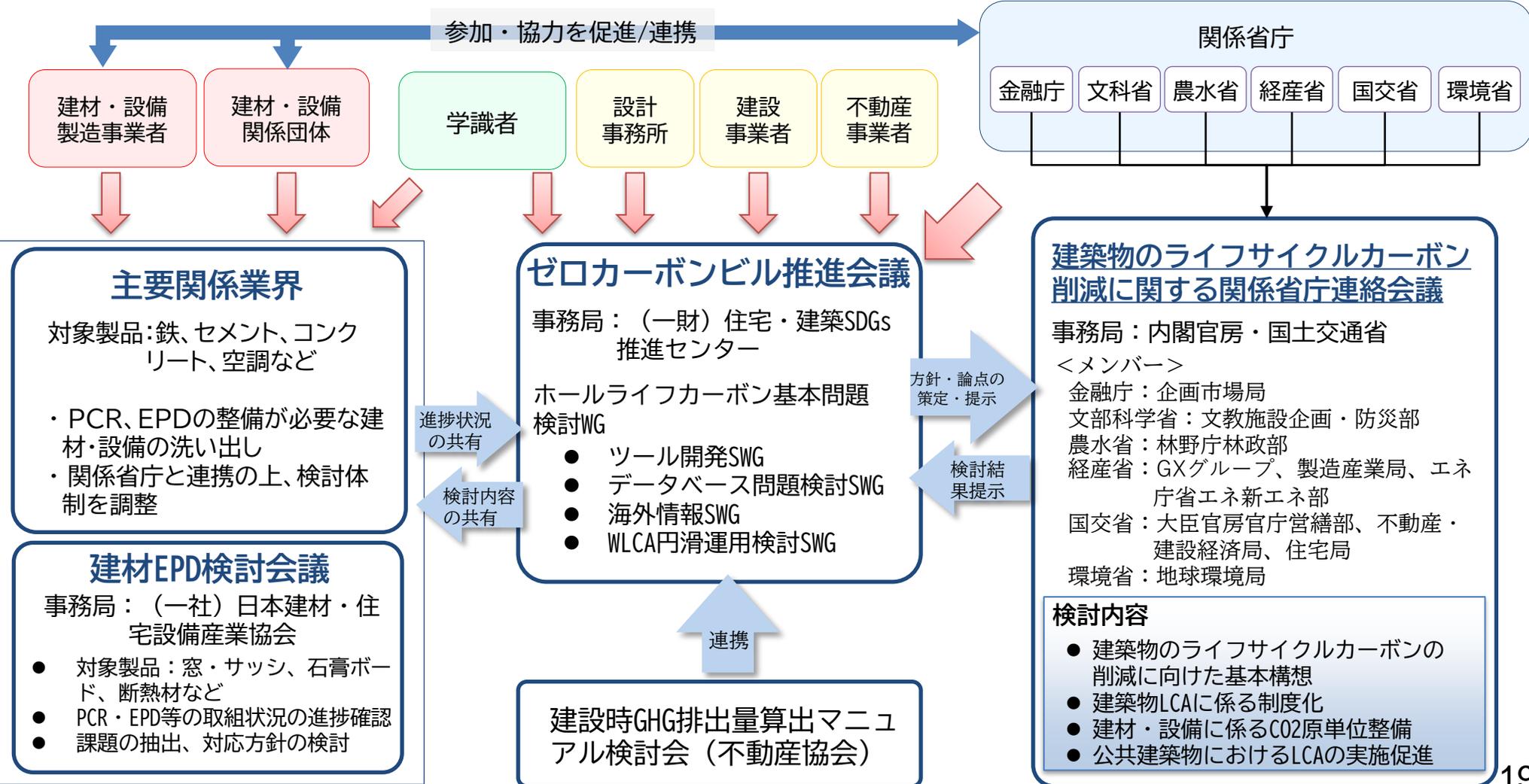
構造躯体で71%

主要構造部材の1トン当たりのCO2排出・固定量(IPCC)



- ゼロカーボンビル推進会議での議論結果・方針を基本としつつ、関係省庁連絡会議で具体的な制度化に向けた議論を開始
- CO2原単位の整備に向け、建材関係団体の取り組みや技術力向上等を支援する建材EPD検討会議を設置。ゼロカーボンビル推進会議と同会議の連携によりEPD等のCO2原単位の整備を加速化。

建築物のLCA推進体制



建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた基本構想

- [検討事項]
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けた建築物脱炭素化の必要性
 - ・ LCAに係る国際協調・戦略
 - ・ 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示との連携
 - ・ 金融との連携
 - ・ GX推進政策との連携
 - ・ 各省関係施策の整理、スケジュール など

▶ 24年度中に整理

建築物LCAに係る制度化

- [検討事項]
- ・ 建築物LCAに係る算定方法、CO2排出量水準に係る考え方
 - ・ 規制・誘導を含む制度のあり方
 - ・ 制度化スケジュール

▶ 24年度中に方向性の確認を目指す

建材・設備に係るCO2原単位整備

- [検討事項]
- ・ CO2原単位整備の基本方針
 - ・ CO2原単位の整備促進方策

▶ ゼロカーボンビル推進会議・建材EPD検討会議での議論・進捗と連携

公共建築物におけるLCA実施促進

- [検討事項]
- ・ グリーン購入法の活用
 - ・ 公共発注における率先的实施

▶ 24年度中に方向性の確認を目指す

建築業界全体の生産性向上と建築物のライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量の削減を図るため、建築BIMの普及拡大とLCA（ライフサイクルアセスメント）の実施を総合的に支援する事業を創設する。

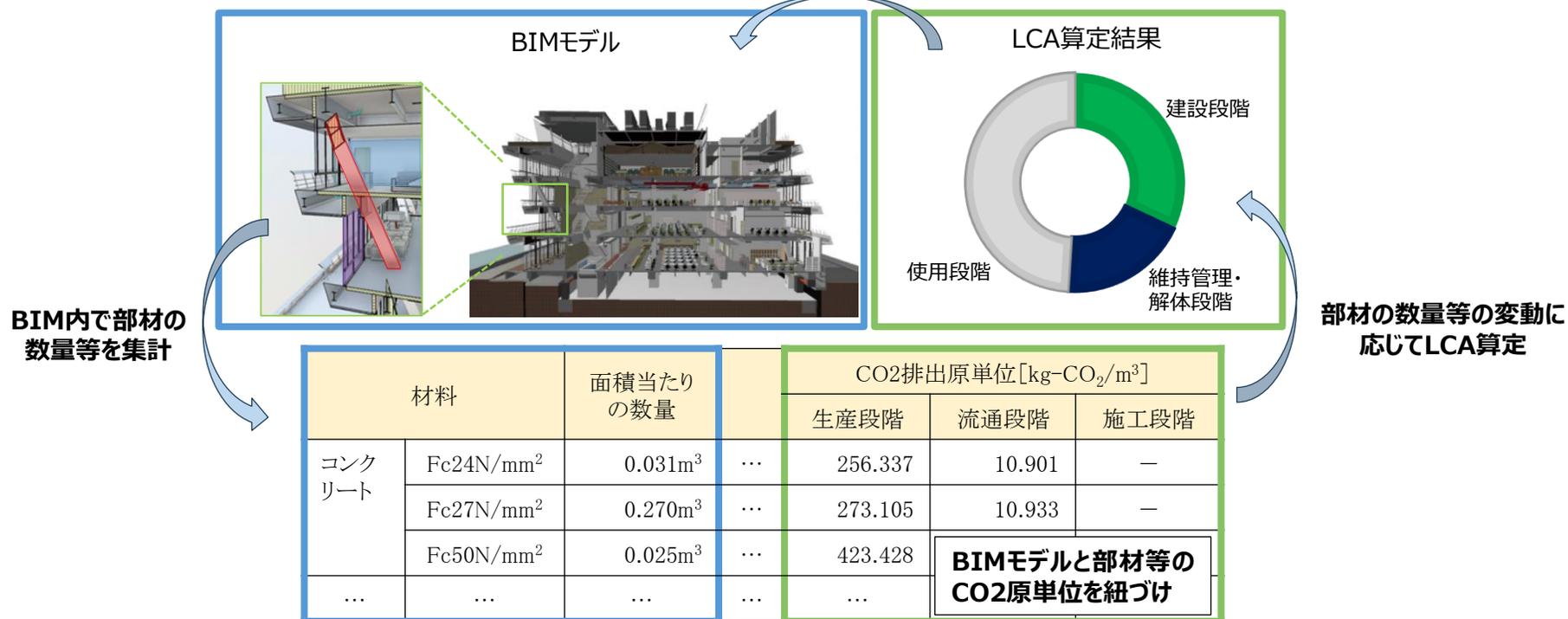
<現状・課題>

- 少子高齢化に伴い担い手が減少する建築業界において、生産性向上を図るため、更なる建築BIMの普及拡大を図ることが必要。
- 一方、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、使用段階における従来の省エネ対策に加え、建設から解体までのライフサイクル全体での温室効果ガスの排出削減が必要。
- こうした課題を解決するため、IT技術の活用によるDXを図るとともに、それにより一層効率的・効果的なGXを実現することが必要。

<事業概要>

- BIMモデルを作成しLCAを行う場合等における、LCA算定及びBIMモデル作成費用への支援等、建築BIMの普及拡大及びLCAの実施を総合的に支援する。

設計内容の見直し



BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ

○「建築・都市のDX」の推進により、防災の高度化、EBPMに基づくまちづくりやオープンイノベーションによる新サービス・産業創出を図るため、地理空間情報、建築BIM、PLATEAU、不動産IDについて、導入・整備の加速化を実施。

■ 建築GX・DX推進事業

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

<共通>

- ・ 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶ 耐火/準耐火建築物等
 - ▶ 省エネ基準適合

<BIM活用型>

- ・ 元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- ・ 元請事業者等においては、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うものであること
- ・ 大規模な新築プロジェクトにあつては、BIMモデルの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いるものであること
- ・ 「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- ・ LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、毎年度公表）
- ・ 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

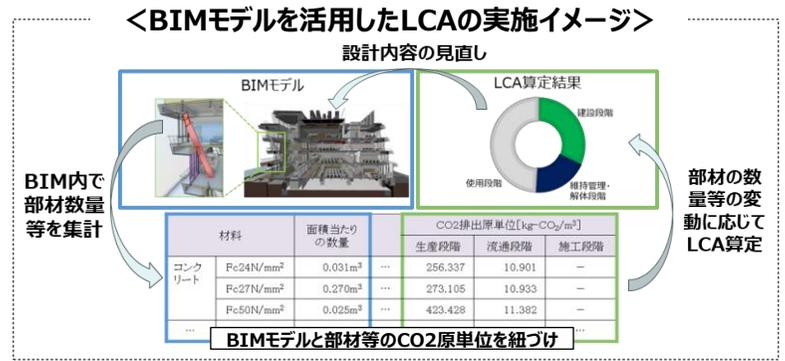
● 補助額等

<BIM活用型>

- ・ 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- ・ LCAの実施に要する費用について、上限額以内で補助
 - ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合、BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合と比較して、一定額を低減した額を上限額とする
 - ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合、一定額を加算した額を上限額とする



防災の高度化、建築物の脱炭素化、EBPMに基づくまちづくりやオープンイノベーションによる新サービス・産業創出の加速化